

東京都知事 猪瀬直樹 殿

2013年4月26日

日本共産党東京都議会議員団

「主権回復の日」式典への出席中止を求める申し入れ

安倍内閣が、サンフランシスコ平和条約が発効した4月28日に、政府主催で「主権回復の日」式典を開催することを決定したことに、国民のなかから広く批判の声がおり、東京をはじめ全国各地で抗議集会も開かれている。

とりわけ沖縄では、4月28日は、同平和条約により日本から切り離され米国の施政下におかれた「屈辱の日」とされ、政府式典にたいする反対の県議会決議が超党派で採択されている。

1952年4月28日に発効したサンフランシスコ平和条約と日米安保条約によって、日本は形式的には独立国となったものの、実質的にはアメリカへの従属国の地位にしばりつけられたというのが、歴史の真実である。

サンフランシスコ平和条約の発効により、沖縄・奄美・小笠原が米国の施政下におかれ、千島列島を放棄し、日米安保条約が発効した日を肯定的に記念する式典を政府が開催することは、とうてい認められない。

しかも、安倍政権が同式典に、天皇の出席を求める方針を決めていることは、日本国憲法にかかわるきわめて重大な問題である。

日本国憲法第4条では、天皇は、「憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない」とされている。「主権回復の日」式典に天皇の出席を求めることは、憲法のこの規定に反する天皇の政治的利用といわなければならない。

ところが猪瀬知事が、このような重大な問題をもつ「主権回復の日」式典への出席を予定していることは、見過ごすことはできない。沖縄タイムスの調査では、全国47都道府県のうち、知事本人が出席を決めているのは、わずか19都県にとどまっている。

日本共産党都議団は、猪瀬知事にたいし、「主権回復の日」式典に出席しないこと、および「主権回復の日」式典の中止を政府に求めることを、つよく求めるものである。

以 上